

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第二十六号）新旧対照表

改正後

（適用額）

第二条 法第二十一条第六号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 十五 省略

十六 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年改正法」という。）附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和五年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（第三十号ハにおいて「令和五年旧措置法」という。）第四十三条の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十七 二十 省略

二十八 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年改正法」という。）附則第九十二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（第三十号イにおいて「平成二十八年旧措置法」という。）第四十八条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十九 五十六 省略

五十七 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条第二項第一号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十五条の八第七項又は第八項の規定 同条第七項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

改正前

（適用額）

第二条 同上

一 十五 同上

十六 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条及び第四条第二項第四号において「令和五年改正法」という。）附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和五年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（第三十号ハ及び第四条第二項第四号において「令和五年旧措置法」という。）第四十三条の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十七 二十 同上

二十八 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条及び第四条第二項第一号において「平成二十八年改正法」という。）附則第九十二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（第三十号イ及び第四条第二項第一号において「平成二十八年旧措置法」という。）第四十八条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十九 五十六 同上

五十七 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第五十九号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十五条の八第七項又は第八項の規定 同条第七項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

五十八～七十九 省 略

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号。次項において「令」という。）第二条第二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一・二 省 略

三 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第五

十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五條第二項の規定

四 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十

二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三條の二第一項の規定

五 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第四十八條第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十三條の規定による改正前の租税特別措置法第四十五條第三項又は第四十六條第一項の規定

2 令第二条第十一号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

五十八～七十九 同 上

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第四条 同 上

一 平成二十九年改正法附則第六十七條第七項又は第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法（次項第二号において「平成二十九年旧措置法」という。）第四十七條第一項又は第四十七條の二第一項の規定

二・三 同 上

四 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この号及び次号において「令和三年改正法」という。）附則第四十四條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和三年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和三年旧措置法」という。）第四十二條の五第一項の規定

五 令和三年改正法附則第五十條第五項又は第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第四十五條第一項又は第二項の規定

六 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第三十

九條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第三十一條の規定による改正前の租税特別措置法第四十六條第一項の規定

2 同 上

一 平成二十八年改正法附則第九十二條第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第四十八條第一項の規定

一 平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八（第九項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項を除く。）又は第六十五条の九の規定

二 省 略

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第五号を同項第三号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第五号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則第四条第一項第五号の規定は、法人の令和七年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

二 平成二十九年改正法附則第六十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第六十五条の八（第九項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項を除く。）又は第六十五条の九の規定

三 同 上

四 令和五年改正法附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和五年旧措置法第四十三条の二第一項の規定